



平成27年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社ビーイング
代表者名 代表取締役社長 末広 雅洋
(コード番号 4734 JASDAQ)
問合せ先 常務取締役管理本部長 後藤 伸悟
電 話 0 5 9 - 2 2 7 - 2 9 3 2

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 6 月 26 日に開催予定の第 31 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示をしておりますとおり、本年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会の承認を前提に、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定を追加するとともに、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所定の変更を行うものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されます。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 本年 6 月 26 日 (金)
定款変更の効力発生日 (予定) 本年 6 月 26 日 (金)

以上

(変更部分は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第17条 当社の取締役は10名以内とする。</p>	<p>第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は10名以内とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は4名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>(取締役の選任)</p>
<p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第18条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>3. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第20条 (条文省略)</p>	<p>第20条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>第23条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第23条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p>
<p>(取締役会規程)</p>	<p>第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) <u>第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除) <u>第 27 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>2. <u>当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(監査役及び監査役会の設置) <u>第 27 条 当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>(監査等委員会の設置) <u>第 28 条 当社は監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(監査役の数) <u>第 28 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任) <u>第 29 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期) <u>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。</u> <u>2. 会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) <u>第 31 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第 29 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(常勤監査役) <u>第 32 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程) <u>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(監査役の報酬等) <u>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) <u>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 36 条～第 38 条 (条文省略)</p>	<p>第 31 条～第 33 条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第 34 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章 計算</p>	<p>第 7 章 計算</p>
<p>第 40 条～第 43 条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第 35 条～第 38 条 (現行どおり)</p>
	<p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>1. 当社は、第 31 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 第 31 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>

以上